

第9章 水道直結式スプリンクラー設備に 関する取扱い基準

第9章 水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱い基準

9.1 目的

スプリンクラー設備は消防法で、大規模ビル・特殊な建築物・集合住宅（11階以上）の部分において設置が義務付けられているほか、平成19年6月消防法が一部改正され小規模の認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設（以下、「小規模社会福祉施設等」という。）においてスプリンクラー設備等の設置基準が強化された。

そこで、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用等を受けるため、その設置にあたり設置基準を定めるものとする。

9.2 申請

申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な打ち合わせを行うこと。

申請者又は委任を受けた指定給水装置工事業者は、不明な点があれば速やかに窓口の担当職員と協議し、解決するよう努めなければならない。

必要に応じて、給水引き込みを予定する配水管の水圧を72時間以上の長さで測定しておくこと。

9.3 協議

三条市の給水区域内において、水道直結式スプリンクラー設備を新に設置または改造しようとする者は、事前に管理者及び消防署に協議を申込まなければならない。

9.4 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があったものは、下記の書類を添付して給水装置工事申込書を提出する。

- ・平面図及び詳細図（配管及びスプリンクラーヘッドの配置等）
- ・立面図
- ・水理計算書
- ・スプリンクラー設備の規格・仕様書
- ・水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

9.5 設置条件

1. 対象建物

- (1) 消防法施行令で規定する防火対象物又はその部分
- (2) その他の建物については、事前に協議すること

2. 設置条件

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な動作に必要な水圧、水量が得られるものであること
- (2) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと
- (3) スプリンクラー設備を設置しようとするものは、給水装置工事申込書に「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」を添付して提出すること
- (4) 指定給水装置工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具の必要水圧を確保できることを確認すること

3. 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は表 9-1 に準じ設計すること。

表 9-1

	設計水量 (最大放水量、4 個同時)	ヘッド放水量 (1 個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)
不燃材、準不燃材	600ℓ/min	150ℓ/min	0.02Mpa
難燃材、その他	1200ℓ/min	300ℓ/min	0.05Mpa

4. 材質及び構造

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管・継手は消防法令適合品を使用するとともに、水道法令に定められた構造及び材質基準に適合したものを使用すること。

9.6 配管・施工

- (1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること
- (2) スプリンクラーヘッドを接続する継ぎ手は、専用の接手をすること
- (3) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せず且つ日常的に使用する水栓等を設置すること
- (4) 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること
- (5) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと
- (6) 指定給水装置工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、メーカー及び消防設備士の指導のもと実施すること

9.7 その他

- (1) 指定給水装置工事事業者は、維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること
- (2) 水道直結用スプリンクラー設備の所有者又は使用者は、当該施設を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡し処理すること